

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（次項において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五に規定する方式</p> <p>5 第三項の電磁的記録には、日本産業規格 X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p>

二 申請年月日

(貸借対照表の公告等)

第十六条 「略」

〔2〕4 略

5 無尽業法第十七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔6〕7 略

(無尽会社に対する意見聴取等)

第二十二条の三 「略」

〔2〕3 略

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 「略」

(貸借対照表の公告等)

第十六条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔6〕7 同上

(無尽会社に対する意見聴取等)

第二十二条の三 「同上」

〔2〕3 同上

4 「同上」

一 「同上」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>5 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>
	<p>5 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>